

定 款

2024 年 11 月 28 日改定

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、旭化学工業株式会社と称し、英文では ASAHI KAGAKU KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 工業用プラスチックの成形、加工ならびに販売
2. プラスチック金型の製造および販売
3. 弱電機器の製造および販売
4. 園芸用資材の製造および販売
5. 園芸用樹木、草木類および園芸用材料の生産および販売
6. 植物の生産および販売
7. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県碧南市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、12,720,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(单元未満株式の売渡請求)

第 9 条 单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、買増しという。）を当会社に請求することができる。

(单元未満株式の権利制限)

第 10 条 当会社の株主は、その有する单元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- (2) 前項および定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 11 月に招集し、臨時株主総会はある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- (2) 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- (2) 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- (2) 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- (2) 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- (2) 前項の規定にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(業務執行)

第29条 当会社の業務は、取締役社長がこれを統括し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、取締役会長または常務取締役が取締役社長の職務を代行する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第30条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第33条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(常勤の監査等委員)

第37条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

以上